可児市老人福祉センター福寿苑指定管理者公募に関する質問及び回答

| No. | 項目 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | ①募集要項１１ページ<br>１７その他（５）災害等発生時にける優先業務の実施体制の確保③<br>②仕様書４ページ<br>４指定管理者が行う業務（１）福寿苑の管理運営全般に関する事項④※～<br>③仕様書１５ページ<br>別記２（７）避難所開設が２日以上～ | ①市と連携した避難所運営に関わること。<br>②避難所開設準備を行うとともに、可児市職員である指定避難所担当職員に引き継ぐこと。（別記２参照）<br>③避難所開設が２日以上となる場合で、通常の開館日及び開館時間に相当する期間及び時間は、避難所運営支援等を行うこと。<br><br>上記の３点から②の引継ぎ後、かつ③の相当期間外は社協職員は避難所運営支援等の業務は行わなくてよいと理解してよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>避難所開設初日は職員に引き継いでいただき、２日以上に及ぶ場合は通常の開館日における開館時間は指定管理者にも避難所運営支援を行っていただきます。<br>ただし、不測の事態が生じた場合は避難所運営支援について可児市と別途協議するものとします。 |
| 2 | 仕様書５～６ページ<br>（４）福寿苑の維持管理に関する業務<br>②施設、設備等の維持管理に関すること。<br>ア管理物件の修繕等<br>⑤光熱水費等の支払いに関すること。<br>ア光熱水費については、省エネルギーに努めること。 | 太陽光発電設備を最大限利用できるよう故障の際は、設備の修繕を行っていただけますか。<br>また、修繕がかなわず太陽光発電が行えなくなった場合、発電中止によって得られなくなった利益分を補填していただくことは可能でしょうか。 | 募集要項の記載のとおり、「修繕」は原則１件２０万円未満の場合は指定管理者が修繕を行い、１件につき２０万円以上のものについては可児市が行います。<br>修繕が行われず高騰した電気代の補填については協議事項とさせていただきます。 |